

農業生産資材価格高騰対策支援金申請Q & A

No.	質問	回答
Q1	申請に必要な書類はどこにありますか。	紙媒体は本庁5階農業振興課、または斐川農業事務所にご用意しています。 また、出雲市のホームページにも掲載しています。 市ホームページURL https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1788928403823/index 
Q2	対象になるのはどういう人ですか。	以下の全てに該当する方です。 ①出雲市内に在住する個人、または主たる事業所がある法人で、市内で農業を営む販売農家 ②前年の農業販売金額が100万円以上ある方 ③出雲市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない方 ④今後も営農を継続する意思がある方
Q3	出雲市内で営農していますが、住民票は出雲市外にあります。対象になりますか。	対象になりません。対象となるのは出雲市に住民登録のある方に限ります。
Q4	なぜ農業販売額が100万円以上でないと対象にならないのですか。	物価高騰による農業経営者への影響緩和を目的としており、一定の規模以上の販売実績がある農家を対象としています。
Q5	農業販売額は、確定申告書の農業所得の額ですか。	確定申告や市県民税申告における「農業収入」や「農業所得」ではなく、収支内訳書や青色申告決算書等に記載された「販売金額」で判断します。 農業収入には「家事消費」や「雑収入」は含まれますが、これらは対象となりません。
Q6	所有農地は営農組合に出しており、配当金として貰っていますが、対象となりますか。	営農組合からの配当金等は「雑収入」となるため、対象となりません。 この場合は営農組合として「販売金額」や「対象経費」があるはずですので、営農組合で申請いただくことになります。
Q7	去年は気象災害により大幅に販売額が大幅に減少しましたが、通常であれば100万円以上の販売があるはずでした。対象にはなりませんか。	自然災害等の特別な事情により、一時的に前年の販売金額が減少している場合においては、JA営農指導員等による事情説明書を添付していただくことで、一昨年の販売金額にて判断することもできますので、ご相談ください。
Q8	支援金の額はいくらですか。	支援金の対象となる経費は、令和7年分で申告された生産資材にかかる経費（種苗費、農薬衛生費、諸材料費）で、これら対象経費の合計の20%が支援金額となります。 (1,000円未満切捨て、上限30万円) 【例】種苗費25,000円、農薬衛生費48,000円、諸材料費185,600円だった場合 $25,000 + 48,000 + 185,600 = 258,600円 \times 20\% = 51,720円(切捨て) \Rightarrow 51,000円$
Q9	申請手続きはどのようにしたらいいですか。	申請書および添付書類を、農業生産資材価格高騰対策支援金に関する出雲市のホームページから電子申請にてご提出いただくか、郵送または持参にて、農業振興課（出雲市役所5階）または斐川農業事務所（斐川行政センター2階）までご提出ください。

No.	質問	回答
Q10	申請に必要な書類は何ですか。	支給申請書（様式1）と、支援金振込先の通帳の写しのほか、以下の書類が必要です。 【個人の場合】 ・確定申告書（第1表）の写し ・収支内訳書 又は 青色申告決算書 の写し 【法人の場合】 ・法人税確定申告書（別表一）及び 法人事業概況説明書 の写し ・決算書等（農業販売金額、対象経費の確認できる書類） 【法人格のない任意団体等の場合】 ・団体規約、会則等 ・決算書等（農業販売金額、対象経費の確認できる書類） など
Q11	今年「肥料価格高騰対策支援金」の申請をする際に書類を提出しましたが、同じ書類をもう一度提出しなければいけませんか。	今年度「肥料価格高騰対策支援金」の申請をいただいた際の資料で、対象経費が確認できる方は、改めての提出は不要です。 該当する方には、市から申請手続きのご案内をお送りしますので、必要事項をご記入の上、ご提出ください。 なお、支援金の対象経費の金額が不明な方については、申請の際に対象経費が分かる書類を別途提出いただくようお願いします。
Q12	決算書だけではなく確定申告書等も必要なのはなぜですか。	決算書に記載された販売金額等が、正しく提出された所得申告と相違ないことを確認するためです。
Q13	自分のほか、子どもも確定申告をしています、それぞれで申請するのですか。	同一世帯でもそれぞれで農業経営を行っており、別々に確定申告を行っている場合は、それぞれで申請いただきます。親子で合算して申請することはできません。
Q14	法人格のない営農組合であり、確定申告などはしていませんが、何を提出すればいいですか。	営農組合の概要（所在地、代表、事業内容など）が分かる規約や会則と、販売金額が分かる決算書等を提出してください。 それらが記載された総会資料などでも結構です。
Q15	就労支援事業所を運営している社会福祉法人で、利用者と農業を行い販売しています。対象となりますか。 また法人税は非課税のため申告していませんが、どのような資料を提出すれば良いですか。	農業販売額が100万円以上ある法人であれば対象となります。法人税申告書等は不要ですので、法人登記簿と定款の写し、農業販売額や対象経費の金額がわかる資料(決算書等)をご提出ください。
Q16	支援金はいつ頃もらえますか。	申請からおよそ1か月～1か月半後に指定された口座へ振り込みます。 支払日は支給決定通知書にてお知らせいたします。